

令和8年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案

香川県広域水道企業団

令和8年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

第 1 号	令和7年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案	1
第 2 号	令和7年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案	5
第 3 号	令和8年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案	7
第 4 号	令和8年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案	13
第 5 号	香川県広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例議案	17
第 6 号	香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	19
第 7 号	香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案	21
第 8 号	香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例等の一部を改正する条例議案	25
第 9 号	香川県広域水道企業団監査委員の選任同意について	27
第 10 号	香川県広域水道企業団監査委員の選任同意について	28

令和7年度

香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

(第 1 号)

令和7年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和7年度香川県広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和7年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)		(補正予定量)	(計)
(1) 給水戸数	491,053戸	△	281戸	490,772戸
(2) 年間総給水量	118,097,611m ³		1,212,983m ³	119,310,594m ³
(3) 1日平均給水量	323,555m ³		3,323m ³	326,878m ³
(4) 主な建設改良事業	広域水道設備費		1,164,405千円	3,147,304千円
	経年施設更新整備事業費		3,638,982千円	11,682,489千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款 水道事業収益	23,108,532千円		264,974千円	23,373,506千円
第1項 営業収益	20,945,983千円		185,494千円	21,131,477千円
第2項 営業外収益	2,162,549千円		79,478千円	2,242,027千円
第3項 特別利益	0千円		2千円	2千円
		支	出	
第1款 水道事業費用	24,096,635千円		△ 33,505千円	24,063,130千円
第1項 営業費用	22,903,131千円		△ 104,769千円	22,798,362千円

第2項 営業外費用	1,124,424千円	64,532千円	1,188,956千円
第3項 特別損失	19,080千円	6,732千円	25,812千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「8,474,656千円」を「8,692,155千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	8,193,618千円	4,699,560千円	12,893,178千円
第1項 企業債	6,124,600千円	2,989,200千円	9,113,800千円
第2項 出資金	784,996千円	111,021千円	896,017千円
第3項 補助金	863,793千円	1,233,185千円	2,096,978千円
第4項 負担金	374,516千円	54,910千円	429,426千円
第5項 加入金	2,713千円	1,502千円	4,215千円
第7項 長期貸付金償還金	0千円	300,000千円	300,000千円
第8項 その他資本的収入	0千円	9,742千円	9,742千円
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	16,668,274千円	4,917,059千円	21,585,333千円
第1項 建設改良費	13,183,941千円	5,061,019千円	18,244,960千円
第2項 企業債償還金	3,295,935千円	△ 500千円	3,295,435千円
第5項 補助金返還金	143,460千円	△ 143,460千円	0千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条の債務負担行為の追加は、「別表 債務負担行為補正」による。

別表

債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
公用車リース料(7716)	令和8年度 ～ 令和9年度	千円 287

(企業債の補正)

第6条 予算第6条の表限度額の欄中「6,124,600千円」を「9,113,800千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第8条中「(1) 職員給与費 4,406,225千円」を「(1) 職員給与費 4,523,950千円」に、「(2) 交際費 156千円」を「(2) 交際費 141千円」に改める。

令和7年度

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案

(第 2 号)

令和7年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和7年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和7年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間総給水量	20,215,000m ³	176,000m ³	20,391,000m ³
(3) 1日平均給水量	55,384m ³	482m ³	55,866m ³
(4) 主な建設改良事業 経年施設更新整備事業	492,935千円	22,279千円	515,214千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	795,754千円	20,717千円	816,471千円
第1項 営業収益	756,074千円	9,855千円	765,929千円
第2項 営業外収益	39,680千円	10,862千円	50,542千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	698,881千円	△ 29,624千円	669,257千円
第1項 営業費用	651,516千円	△ 29,624千円	621,892千円

(資本的支出の補正)

第4条 予算第4条中「603,499千円」を「599,913千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 工業用水道事業資本的収入	58,500千円		1,802千円	60,302千円
第2項 その他資本的収入			1,802千円	1,802千円
	支		出	
第1款 工業用水道事業資本的支出	661,999千円	△	1,784千円	660,215千円
第1項 建設改良費	547,327千円	△	2,794千円	544,533千円
第5項 補助金返還金			1,010千円	1,010千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条中「(1) 職員給与費 110,818千円」を「(1) 職員給与費 115,889千円」に改める。

令和8年度

香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

(第 3 号)

令和8年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和8年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	489,193戸
(2)	年間総給水量	118,008,997m ³
(3)	1日平均給水量	323,312m ³
(4)	主な建設改良事業	
	広域水道設備費	2,270,195千円
	経年施設更新整備事業費	8,377,501千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		23,228,766千円
第1項 営業収益		20,838,177千円
第2項 営業外収益		2,390,589千円
	支	出
第1款 水道事業費用		25,543,573千円
第1項 営業費用		24,232,943千円
第2項 営業外費用		1,246,405千円

第3項 特別損失 14,225千円

第4項 予備費 50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,554,628千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 水道事業資本的収入 9,188,835千円

第1項 企業債 6,172,694千円

第2項 出資金 836,424千円

第3項 補助金 1,326,874千円

第4項 負担金 507,130千円

第5項 加入金 2,713千円

第6項 長期借入金 43,000千円

第7項 長期貸付金償還金 300,000千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出 17,743,463千円

第1項 建設改良費 14,363,228千円

第2項 企業債償還金 3,182,280千円

第3項 他団体借入金償還金 7,309千円

第4項 基金造成費 1千円

第5項 補助金返還金 150,645千円

第6項 予備費 40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
東 讚 ブロック統括センター管内 通 信 装 置 更 新 工 事	令 和 9 年 度 ～ 令 和 10 年 度	499,000
小 豆 ブロック統括センター管内 通 信 装 置 更 新 工 事	令 和 9 年 度 ～ 令 和 10 年 度	535,000
高 松 ブロック統括センター管内 通 信 装 置 更 新 工 事	令 和 9 年 度 ～ 令 和 10 年 度	2,062,100
中 讚 ブロック統括センター管内 通 信 装 置 更 新 工 事	令 和 9 年 度 ～ 令 和 10 年 度	951,540
西 讚 ブロック統括センター管内 通 信 装 置 更 新 工 事	令 和 9 年 度 ～ 令 和 10 年 度	1,234,000
間 川 配 水 池 造 成 工 事	令 和 9 年 度	200,000
間 川 配 水 池 移 設 工 事	令 和 9 年 度	200,000
峰 山 町 送 水 ポンプ設備外新設工事	令 和 9 年 度	390,000
御 厩 配 水 池 増 設 工 事	令 和 9 年 度	570,000
御 厩 配 水 池 不 断 水 分 岐 工 事	令 和 9 年 度	140,000

東ハゼ2バルブ制御所外電気設備工事	令和9年度	165,000
三豊地区浄水場運転監視業務	令和9年度	60,000
西部浄水系水質計器更新工事	令和9年度	190,000
浄水場電気・機械設備維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和9年度	28,900
浄水系上水管路維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和9年度	52,500
綾川浄水系上水管路維持修繕工事	令和9年度	1,500
モバイルパソコン及び水道検針用スマートフォン等の借入れ	令和9年度 ～ 令和13年度	64,670
料金統一に伴う料金システム改修業務	令和9年度	136,169
公用車リース料(2704)	令和9年度 ～ 令和10年度	344
公用車リース料(6578、6579)	令和9年度	478
公用車リース料(8551、8552)	令和9年度 ～ 令和10年度	882
西讃浄水場整備等基本検討業務委託	令和9年度	13,882

肥土山浄水場薬注・活性炭棟建築工事	令和9年度	144,000
肥土山浄水場薬注・活性炭棟建築工事監理業務委託	令和9年度	7,000
御殿配水池ポンプ棟他建築工事監理業務委託	令和9年度	13,000
湯船配水池設置工事	令和9年度	52,000
天神山配水池流量調整設備電気工事	令和9年度	110,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	6,172,694千円	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰上償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,573,740千円

(2) 交際費 146千円

(構成団体からの補助金)

第9条 建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、49,922千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、152,584千円と定める。

令和8年度

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

(第 4 号)

令和8年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和8年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水事業所数	42事業所
(2)	年間総給水量	20,391,000m ³
(3)	1日平均給水量	55,866m ³
(4)	主な建設改良事業	346,879千円
	経年施設更新整備事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 工業用水道事業収益		813,260千円
第1項 営業収益		759,350千円
第2項 営業外収益		53,910千円
	支 出	
第1款 工業用水道事業費用		761,175千円
第1項 営業費用		714,538千円
第2項 営業外費用		41,637千円
第3項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額591,353千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入		12,100千円
第1項 補助金		12,100千円
	支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出		603,453千円
第1項 建設改良費		487,115千円
第2項 企業債償還金		64,328千円
第3項 他団体借入金償還金		50,000千円
第4項 補助金返還金		1,010千円
第5項 予備費		1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場電気・機械設備維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和9年度	千円 4,000
浄水系上工水管路維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和9年度	13,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

120,293千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

予 算 外 議 案

(第 5 号 ~ 第 10 号)

香川県広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団行政手続条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項</p> <p>(2) 不利益処分の原因となる事実</p> <p>(3) 聴聞の期日及び場所</p> <p>(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 改正後の香川県行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定(これらの規定を同条例又は他の条例若しくは企業管理規程において準用する場合を含む。)は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、この条例の施行の前にした通知については、なお従前の例による。

第6号

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第2

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1の表の改正部分による改正後の香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第3項の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例第4条第3項の規定を適用する場合には、第1の表の改正部分による改正前の香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与の種類は、管理職手当、初任給調整手当<u>（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第13条の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び退職手当とする。</p> <p style="text-align: center;">(初任給調整手当)</p> <p>第5条 <u>第1種初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p> <p><u>第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員（香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条の規定により採用された職員をいう。第23条第2項及び第29条第2項において同じ。）その他の企業長が定める職員にあつては、企業長が定める額）並びにこれに第7条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を企業長が定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その</u></p>	<p style="text-align: center;">(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第13条の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び退職手当とする。</p> <p style="text-align: center;">(初任給調整手当)</p> <p>第5条 <u>初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p>

額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して企業長が定める額を下回る職員に対して支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業長が定める管理又は監督の地位にある職員に対しては、支給しない。

2 前項本文の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

(住居手当)

第8条 略

(1) 略

(2) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもので企業長が定めるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるもの

(特地勤務手当等)

第12条 略

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項各号(第2号を除く。)のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業長が定める管理又は監督の地位にある職員に対しては、支給しない。

2 前項本文の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

(住居手当)

第8条 略

(1) 略

(2) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもので企業長が定めるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるもの

(特地勤務手当等)

第12条 特地勤務手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として企業長が定めるもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員に対して支給する。

2 第7条に規定する地域に所在する特地公署に勤務する職員には、同条の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

(給与の減額)

第23条 略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の企業長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で企業長が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、企業長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、企業長が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休暇（当該職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

第23条 略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の企業長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で企業長が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、企業長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条の規定により採用された職員（第29条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、企業長が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休暇（当該職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、企業長が定める。

香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例等の一部を改正する条例議案

(香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。</p>

(香川県広域水道企業団監査委員条例の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団監査委員条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第5条 法第292条において準用する法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項若しくは第242条第1項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第5条 法第292条において準用する法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項若しくは第242条第1項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 略</p>

(香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年香川県広域水道企業団条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2の8第1項の規定に基づき、企業長等（香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）における同法第292条において準用する同法第243条の2の8第1項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。次条において同じ。）の企業団に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。

（企業長等の損害賠償責任の一部免責）

第2条 略

- (1) 企業長 基準給与年額（地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下この条において同じ。）に6を乗じて得た額
- (2)・(3) 略

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2の7第1項の規定に基づき、企業長等（香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）における同法第292条において準用する同法第243条の2の7第1項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。次条において同じ。）の企業団に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。

（企業長等の損害賠償責任の一部免責）

第2条 企業団は、企業長等の企業団に対する損害を賠償する責任を、企業長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、企業長等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる企業長等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 企業長 基準給与年額（地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下この条において同じ。）に6を乗じて得た額
- (2)・(3) 略

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

香川県広域水道企業団監査委員の選任同意について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条の2第5項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員 石垣佳邦 の任期満了に伴う後任者として次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

記

石 垣 佳 邦

第10号

香川県広域水道企業団監査委員の選任同意について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条の2第5項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員 武田宏之の任期満了に伴う後任者として次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

記

山崎泰志

